

住民税非課税者・子育て世帯向け 東秩父村プレミアム付商品券を販売します

消費税率引き上げが家計に与える影響緩和と地域の消費を下支えするため、「東秩父村プレミアム付商品券」を販売します。

販売対象者

◇住民税非課税者 本年1月1日に東秩父村に住居登録があり、令和元年度の住民税が課税されていない方（住民税が課税されている方の扶養親族や生活保護受給者などは除く）

※7月末以降に申請書を郵送します（申請書を審査後、該当者には商品券の購入引換券を郵送します）。

◇子育て世帯向け 平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主

※9月以降に商品券の購入引換券を郵送します（申請不要）。

販売額

対象者1人につき（子育て世帯向けは、対象となる子1人につき）25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。販売は、5,000円分（500円券10枚綴り）を1冊とし、1冊4,000円で販売。5冊まで購入できます。

商品券取扱店

商品券を使用できる店舗については、購入引換券郵送時に同封します。

問合せ

住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

「保険料免除制度」

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書を合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

「納付猶予」

50歳未満の方（学生を除く）は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人および配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

平成30年度の免除申請は7月1日から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

子どものしあわせのために

● *児童扶養手当制度

● 父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

● 手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある場合は20歳になるまでです。

● 所得制限について

● 資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

● *特別児童扶養手当制度

● 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

● 所得制限について

● 資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

● 問合せ 住民福祉課福祉・年金担当 ☎82-1226

あなたの家の浄化槽は大丈夫ですか？

◎浄化槽ってどんなもの？

浄化槽は、汲取り便槽をお使いの家庭を除き、すべてのご家庭に設置されているものです。

浄化槽は大きく分けて2種類あることをご存知ですか？トイレの汚水だけを処理する「単独槽」と、トイレや台所、風呂、洗濯排水などの生活雑排水すべてを処理してくれる「合併槽」の2種類があります。東秩父村での合併槽を使用している方の人口は約半数の1,523人で割合としては54.6%（平成31年3月31日時点）となっています。

単独槽や水洗化されていない汲取り便槽をお使いの家庭では、トイレ以外の汚水が処理されないまま水路や川に流されています。子どもたちの遊び場やきれいな水源地を守るためにも、「単独槽」や「汲取り便槽」をお使いの方は、「合併槽」への転換をお願いします。

◎浄化槽にも耐用年数があるのをご存知ですか？

浄化槽の耐用年数は約30年といわれています。耐用年数が近くなってくると、亀裂が入るなどの不具合が生じてきます。亀裂が入ったままの浄化槽を使用していると、処理前の汚水が地中に染み出し、悪臭などが発生する原因となります。耐用年数が約30年と考えると、平成元年前後に設置した浄化槽は更新の時期に差し掛かっているかもしれません。

◎更新しないとどうなるの？

耐用年数が近くなっている浄化槽を使い続けていると、いつかは壊れてしまいます。気にせず使用を続け、緊急修繕が必要になった場合には、修理費も安いものではありません。壊れる前の早めの対応をお勧めします。

◎気になる工事費用…村の補助制度をご活用ください！

村では「合併処理浄化槽設置管理事業」という補助制度を実施しています。補助の概要としては、本体工事を村で行います。使用者負担は本体工事費の10分の1です。また、単独槽や汲取り便槽から合併槽へ転換する場合の撤去費、配管費に助成します。更に、この補助制度を活用されたご家庭の本体設置後の維持管理を月額2,500円（10月～2,600円）で一括して村が行います。補助金にも限りがありますので、早めのお問合せ・申請をお勧めします。ご検討いただけると幸いです。ご不明な点は保健衛生課までお問合せください。 問合せ 保健衛生課 ☎82-1777